

<b>Title</b>	現代日本に起こっていることは何か
<b>Author(s)</b>	大木, 英夫
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所紀要, No.15, 1999.3 : 284-302
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3438">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3438</a>
<b>Rights</b>	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

## 現代日本に起こっていることは何か

大木英夫

### 一 「時の徴」

マタイ福音書一六章三節に、「空の模様」と「時の徴」という言葉がある。パリサイ人とサドカイ人は、「天からのしるし」を求めた。それに対して、イエス・キリストは「時の徴」と言われた。「空の模様」と「時の徴」の違いの発見が、日本の知性における課題である。日本は、農業国であったので、「天気」の関心が知性の態度を決定した。今日は「景気」が問題である。「天気」から「景気」への関心の転換は、今日の地球規模の社会変動に対応するものである。今日の政治的決断の遅れは、この知的態度の転換が明確にできていないことから出てくる。

由であつたようである。結局記紀においてこうした人間的なものが描かれるのは、「天皇の世界」を描こうとする目的からははずれてはいないかぎりはおかまわないのだとも言える。あるいは、「天皇の世界」を描こうとするのだが、結局は描ききれないその裂け目のような部分に表れてくるのだといえよう。たとえば、先のサホビコ・サホビメ伝承でも主眼は反乱伝承であつて、そこからはずれなければよい。反乱が兄妹による天皇暗殺であればよいのであつて、反乱のきっかけに呪的な論理があろうが人間的な論理があろうが大差はないのであろう。

それはヤマトタケル伝承などにも見られる。伝承は省くが、『古事記』では父に嫌われたかと嘆く人間的な弱さを持つ英雄として描かれ、『日本書紀』では雄叫びをあげ征伐に向かう超人的な英雄として描かれるのは、そうした裂け目の両側にあるからとも考えられるのである。

以上、雑駁なまとまらぬ報告ではあるが、『古事記』の世界と、研究の現在についての報告を終えたいと思う。

本稿は聖学院大学総合研究所の「グローバルリサーチ」の文脈における総合的日本研究」第四回研究会発表において「『古事記』の世界——神・人・世界観をめぐって——」と題して、『古事記』の紹介と研究の現在について報告したものである。文中、『古事記』『日本書紀』の引用は岩波古典文学大系による。(一九九八年五月十八日、於女子聖学院翠輝会会議室)

## 二 「アジア的価値と民主主義」

今年（一九九八年）の十月八日金大中韓国大統領は日本の国会で演説をした。その中に次のような発言があった。多くの東洋西洋の識者たちが『アジア的価値』という言葉を用いた。か、時期尚早という主張をしてみました。そしてその主張は、権威主義的統治と官僚主導型経済の正当化に利用された。しかし、そのような主張は、明白な誤りでありました。……われわれ両国には……東洋と西洋の文化に対して、深くかつバランスのとれた識見をもっている知識人がいます。さらに、西欧で始まった民主主義と市場経済を、自国の土壌に根づかせた、政財界の指導者たちがいます」（十月九日の新聞要旨から引用）。——彼はなぜこのようなことを明言したか。それは、日本の知的状況を知っているからであろう。これまでの「歴史観」の問題は前面に出さなかった。しかし、これは、もつと大きな意味での「歴史観」の問題、つまり世界的コンテクストにおける「歴史観」の問題である。金氏は、「デモクラシーと市場経済」の必然性を肯定し、そしてその関連で「アジア的価値」を問題とした。ここに東北アジア、いや、東南アジアをも含めたAPEC全体に関わる重要な政治課題が指摘されている。そしてこの見解は、日本のこれまでの政治的指導の考え方と、真っ向から対立するものである。日本は、まさに「アジア的価値」を強調して、それを「権威主義的統治と官僚主導型経済の正当化に利用」してきたからである。「政官財癒着」とか「護送船団方式」とかがそれを示している。しかし、今、それが崩壊していく。金氏は、単に韓国の大統領であるだけな

く、少なくとも東北アジアの大統領という性格をもって台頭してきた。

### 三 もっと大きな歴史観の問題

このもっと大きな歴史観の問題が明確に見えて来るかどうか、それは、日本の知的問題であるだけではなく、政治的課題でもある。もっと大きな世界的、「歴史観」の問題とは何か。金氏は、「アジア的価値」を否定しない。しかし、その位置づけに注意を喚起している。そして「西欧で始まった民主主義と市場経済を、自国の土壌に根づかせた、政財界の指導者たち」の行き方を肯定している。デモクラシーと市場経済のアジアへの妥当性を認めているからである。

「アジアにおいても民主主義は本質的なものである」ことを強調する。この背後にあるのは、日本国憲法の前文の言葉でいえば、「人類普遍の原理」という普遍的価値概念を共有するかどうか、という問題である。この問題は、今日の学問世界での用語によって言うならば、「モダナイゼーション」と「グローバリゼーション」という問題である。グローバリゼーションという言葉は、最近では国際金融面での要求として日本に上陸してきたが、これらは、今日起こっている事態の説明のための概念道具であって、金融面に限定されるべきではない。まず、モダナイゼーションとは、今日の世界的社会変動の時間の相を言うものであり、グローバリゼーションとは、その世界的社会変動の空間の相を言うものだと言ひ換えておこう。それらは連動している。モダナイゼーションの進行は、グローバリゼーションを拡大する。

#### 四 アンソニー・ギデンス

学問世界の議論に一瞥を与えて、それとの関連で日本の問題に立ち返ることにしたい。今日の学者の中で、この点をよく捉えたのは、ケンブリッジのアンソニー・ギデンスである。彼の書は、松尾精文と小幡正敏訳で『近代とはいかなる時代か——モダニティの帰結』として出版されている。原題は、*The Consequences of Modernity* (1990) である。他方、これを批判したR・ロバートソンの『グローバリゼーション——地球文化の社会理論』が、阿部美哉訳で出ている。ロバートソンは、「グローバリゼーションは近代化に先行した」と主張する。そして、彼はその実証として、大航海時代をあげ、ギデンスのただひとつの「近代性」という思想に対して、「むしろ多数の異なるタイプの近代性が存在した」(序章、日本の読者へ、一三頁)と主張する。ギデンスのグローバリゼーションの見方をモダニゼーションから見る故に、それは世界史を貫く一つの大きな流れと見る。他方、アンダーソンは、モダニティ多元論とでも言うべきものであって、グローバリゼーションを多元論的状况において捉えようとする。その多元論の論拠を日本の独自の近代化に見ていることである。しかし、これは、日本の近代化、とくに戦後五〇年の日本の経済成長の成功という、一時的な事実が、いかに世界史の見方の攪乱要因となっているかを示している。このロバートソンの見方は、最近の国際金融のグローバリゼーションによる日本社会のトータル・ラディカルなリストラによって、つまり、見方の論争というよりは、社会変動の現実によって論駁されている。注意すべきことは、グローバリゼーションとは、大航海時代に別の大陸、別

の世界を発見したということではない。それは世界を、グローバル・スタンダードによって一つにしていく、共通のルールのもに競争が行われるように、世界を世界化（グローバルイズ）して行く変化過程を言うものである。

## 五 「民の声は神の声」

モダナイゼーションとグローバルゼーションとは、ギデンスが言うように、因果関係にある。それゆえ、この世界史的社会変動の実体を捉えるためには、モダナイゼーションとは何かを明確にする必要がある。ギデンスは、「モダニティ」について、「それは、西欧に起源がある制度変容を指している」（215）と言う。この制度変容とは何か。ギデンスの定義よりも、今経験している具体的な変化の事実においてそれを見直してみたい。たとえば、今日の市場経済、市場原理ということだが、国鉄からJRへの転換にもこれが関与作用していた。国鉄は「国鉄一家」とか「親方日の丸」と言われたが、それはまさに「アジア的価値」を生かしたものであっただろう。ところが消費者へのサービスが悪くなった。自動車時代との競合に破れて、巨大な負債を負うことになった。制度が変わることなしに再生できなかった。消費者への関心が甦る。そこでおこっていることは、日本的な言い方で「消費者は神様」ということになり、主客逆転が起こる。それは上と下との秩序関係が逆転することになる。天動説から地動説への逆転のような、原理におけるコペルニクスの転回が起こる。日本国憲法においては、「国民主権」をもって「人類普遍の原理」という、そのような転換において、もはや古い大日本帝国憲法の国家理論に戻ることができない、それゆえそれと相対化されてはならない普遍的価

値として、新しく人類普遍の原理が支配して行く。これも国家理論におけるコペルニクス的転回であろう。むかし天皇が「神様」であった。いま、「消費者が神様」といわれる。そのような仕方、人民が「神様」の位置に立つ。Vox populi, vox dei. (「人民の声は神の声」となる。

## 六 「自己責任」

今日の国際金融のグローバルゼーションの中で、「自己責任」ということが出てきた。これは人間の変化を指し示す。そこでは、人間個人の責任主体としての成熟確立が意味されている。個人の確立は、社会の構成原理の変化をもたらす。それはバターナリズムからコントラクチュアリズムへ変化である。「契約」ということは、人間の責任主体の確立を前提とし、そして新しい社会的結合関係を創り出す。モダナイゼーションとは、人間社会について言えば、「契約化」という社会の構造の原理的変化過程である。この契約化の典型的モデルは、教会構造の変化、つまり中世的パリスユ型の教会からヴォランタリ・アソシエーションの形をとったコングリゲーション型の教会へという構造変化である。モダニティとは、ギデンスが言うように、西歐的な概念である。古代—中世—近代という西歐的世界史の時代区分概念を下敷きにして成り立つ。モダナイゼーションとは、世界史における「近代世界の成立」(トレルチ)の過程としてマクロ的に捉えることができる。この変化過程を教会構造の変化において捉えることは、西歐社会における教会の存在の重要性を知るならば、それは決して恣意的なことではない。



## (1) 中世のコルプス・クリステリアヌムの崩壊における構造変化

教会構造の変化からモダナイゼーションを捉えるということは、中世の「コルプス・クリステリアヌム」と呼ばれる国家と教会とが統合されたキリスト教社会共同体の崩壊過程を認識することである。その変化の動向、つまり動力と方向とを追跡することである。その場合、教会を、歴史的に存在した特定の教会としてではなく、ヴェーバーのいわゆる「理念型」としての教会として、それによって歴史的な教会状況を捉えることになる。まず動力としては、ルターの宗教改革があげられねばならない。宗教改革なしに、中世の教会体制を破壊することはできなかった。ルターの宗教改革の動きは、しかし、トレルチが言うようにコルプス・クリステリアヌムの形を壊すまでに至らなかった。それは、イギリスの宗教改革、つまりピューリタン革命と呼ばれる近代最初の革命にまで行かねばならなかった。その中に中世の教会体制に代わる新しい教会のかたち、が現れ出る。新しい教会のかたちとは、*congregatio fidelium*（信者の集まり）、つまり *corpus Christi mysticum*（キリストの神秘体）としての教会ではなく、*congregatio* ションとしての教会というかたちである。コルプス・クリステリアヌムの細胞であるパリスュ、から近代的契約社会の原型としてのコングリゲーションへの構造変化である。この構造変化は、同時に社会構造の変化と連動するものであり、その過程の中に、モダナイゼーションの源流を見ることができるといえる。

## (2) 変化の二つの段階

ルターの宗教改革にはじまり、ピューリタニズムに至る教会構造の変化には、二つの段階がある。その第一段階は人間論的変化であって、それは近代的個人の確立ということである。神との関係が、自覚的主体になる。伝統的な宗教性ではなく、新しい人間主体の確立である。ここに、今日日本において言われる「自己責任」という人間観の源流を見ることが出来る。ヴェーバーが、ピューリタンに近代資本主義のエートスを見いだすことは、このあたりの認識を意味する。第二段階は社会のコンステイテューショナル（基礎構造的）な変化であって、コルプス・クリスティアヌムの細胞であるパリシユから近代的契約社会の原型としてのコングリゲーションへの構造変化が、憲法的に肯定されて行くという憲法論的変化である。つまり、コルプス・クリスティアヌムにおける教会と国家の結合から「教会と国家の分離」へという構造変化である。この憲法論的変化なしには、コングリゲーションとしての教会は、単なるセクトにとどまる。中世ではそうであった。たしかにヨーロッパ大陸においては、この構造変化は未完成であった。一六四八年のウェストファリア条約の *cuius regio, eius religio* という決着は、パリシユからコングリゲーションへという構造変化をもたらさない。しかし、一六四九年にイギリスでは国王チャールズを処刑し、共和制を経験し、トレーションの発展過程を経て、一七七六年のアメリカ合衆国成立、そしてその後の憲法修正第一条に規定の成立によって *diseestablishment* つまり国教会の否定、教会と国家の分離の確定となる。

### (3) 有機体的社会原理から契約的社会原理へ

教会の構造変化と社会の構造変化の連動の典型は、一六二〇年の「メイフラワー契約」に見いだされる。ピューリタ

ン革命の中からデモクラシーの思想が発生した。人權の思想が発生した。革命は、国王と人民の關係をひっくりがえした。そして國家の役割に根本的變化をもたらした。一六四九年の国王処刑のあと、共和制が出来た。その理論は、契約理論であつた。これは、ジョン・ロックの一六八九年の『統治二論』において、近代的社会理論として確立された。契約思想は、当時のピューリタンの契約神学に根をもつものであり、人間主体性の確立の理論となり、伝統的有機体的社会から脱出して新しい生き方を求める信者同志の新しい社会形成の理論となつた。

#### (4) 社会理論におけるコペルニクスの転回

リンゼイは、このピューリタン・コングリゲーションの中に近代のデモクラシーの発生を見る（永岡薫訳『民主主義の本質』参照）。しかし、それを社会理論にまで完成させたのはロックであつた。ピューリタン革命の決着は、王政の否定である。王は父のシンボルで捉えられ、パターナリズムがその体制の性格であつた。「パーテル」とはギリシャ語で「父」を意味する。パターナリズムは「父権主義」と訳され、また「温情主義」と訳される。このパターナリズムは、ピューリタン革命のときからロックの時代に至るまで、フィルマーという王党派のイデオログの書『パトリアーカ』によつて代表された。『パトリアーカ』への論駁として、ロックの一六八九年出版の『統治二論』が書かれた。モダナイゼーションにおけるパラダイム・チェインジは、パターナリズムからコンラクチュアリズム（契約主義）と言ってもよい。これは、先にのべたデモクラシーの国民主権、あるいは市場原理における消費者中心への転回と、同質的變化である。契約が、新しい人間社会の理論的骨格となつた。この骨格なしに、日本は、どうして「自己責任」的主体性をた

てることができるだろうか。どうして国民主権の上に国家を立てることができるだろうか。「アジア的価値」とは、パートナーリズムを残している。

#### (5) 教会がモダナイゼーションの認識根拠

以上のべたことが、これは、モダナイゼーションという社会変動の動力因であり、またその本質性格の認識根拠である。つまり、パリシユからコングリゲーションへの構造変化において、あたかも地震が津波を惹き起こすように、世界史の中にモダナイゼーションという社会変動を産み出す。コングリゲーションとしての教会の成立、教会と国家の分離ということとは、いわば教会の国家からの独立であり、教会の財政が税金で運営（一種の国営）されることから自発的献金によって運営されることになる。それが、日本国憲法の信教の自由と宗教への公金使用の禁止（第八十九条）として、憲法の中に姿を見せている。そのみならず、国民主権、人権、移住の自由、福祉の思想など、憲法の思想的根本の中に、その姿をあらわす。それゆえ、日本国憲法は、教会からその内的性質と意味とをもっともよく理解することができる。教会それ自体が、モダナイゼーションにおけるパラダイム・チェンジの形を示すからである。このようなモダナイゼーションの見方は、日本国憲法の意味と役割を照らし出す。日本国憲法はこのモダナイゼーションのコンテクストにおいて理解されねばならない。日本国憲法は、日本をモダナイゼーションのコンテクストに位置づけることになる。

## 七 「第二の敗戦」

一体、今日起こっていることは何か。何が崩壊しているのか。このような観点から見ることによって、今日の日本社会の問題状況が明白となってくる。野口悠紀雄という東大教授は、戦後復興を導いたのは戦時中一九四〇年に造られた拳銃一致体制であることを、彼の著書「一九四〇年体制——さらば「戦時経済」」において分析的に明示した。日本の戦後復興は、戦中体制の継続を可能にした。ただ違うのは、最初の指導部としての軍閥に代わって官僚が登壇、それを導いたことである。しかし、その体制の「精神」は同じ性質のものであった。まさに「むかし陸軍、いま大蔵」であった。しかし、それが、体制にみならず精神までも崩壊して行く。戦後五〇年は、この観点から見れば、むしろ経済発展のかげで、人間社会のモダナイゼーションにおける停滞の中間期を意味するであろう。具体的に、一体何が崩壊して行くか。

### (1) 「護送船団」方式

「一九四〇年体制」を指導したのは、最初軍閥であり、それが崩壊したあと、つまり敗戦のあと、官僚がそれをなした。戦後復興が大成功のうちになし遂げられた。その方式が、「護送船団」方式と呼ばれるものであった。政官財癒着が起こった。バターナリズムの典型である。それは敗戦を契機として導入された日本国憲法によるものであるよりは、

それとは別の精神と別の制度によって推進された。それゆえそこに新たな日本主義の台頭が見られ（とくに中曾根時代に）、この成功が、日本に自信と傲慢さを産み出した。アメリカ的モデルではない「日本的モデル」が成立した。

## (2) 「日本モデル」

日本の経済復興は、世界の注目を浴びた。それは経済復興のモデルとして特にアジア諸国の指導者の政策に採用された。しかし、それは「アジア的価値」の強調による経済発展の政策となり、金大中大統領が指摘するように、「その主張は、権威主義的統治と官僚主導型経済の正当化に利用され」た。「ルック・イースト（日本）」とは、「ルック・ウエスト（欧米）」に対するもので、日本がそのモデルとなった。インドネシアのスハルト、マレーシアのマハティールがその典型である。ここでは日本モデルが崩壊して行くという内容をもっている。スハルトは失脚した。しかし、マハティールは一種の金融鎖国主義に走った。そして同僚の「開国主義」者アンワルを投獄した。

## (3) アジア危機の本質

アジアの金融危機は、二つの側面をもっている。第一は思想的問題であり、第二は金融技術的問題である。第一の思想的問題とは、モダナイゼーションに「アジア的価値」を取り入れ、それを（G7サミットにおける用語によれば）「共通の価値観」という普遍的原理と並ぶ第二の原理とするか、それとも普遍的な方向へと乗り越えて行くべきもの停滞要因とみなすか、その位置づけと捉え方の問題である。それは所詮思想の問題であり、またそれに基づいた政策の問題

である。第二に金融技術的な問題である。それは国際金融資本に対する対応関係の問題である。最近のヘッジ・ファンドの問題によって、その問題があらわになってきた。これは金融のグローバル化の現象でありまた問題である。それに対するグローバル・ガバナンスの課題がある。その取り扱いにおいても、技術だけではない、思想の問題が絡むであろう。グローバル倫理という課題が出てくる。この二つは切り離してはならない。いわんや、第二の問題にこの危機の原因を帰して、事態を一面的に見ることでは、正しい解決を持ち得ないであろう。その両方から、今日のグローバル化の課題と取り組まなければならない。マハティールの挫折は、一種の金融鎖国政策となる。そして開国派のアンプル副首相を逮捕する。マハティールの政策を、日本の大蔵官僚榊原財務官が支持している。この大蔵官僚のマハティール支持の中に、思想的面子の問題が含まれている。それは日本モデルの妥当性の問題である。単刀直入に言えば、日本モデルにおける「和魂洋才」の問題である。

#### (4) 日本国憲法の規範と方向

榊原財務官がある雑誌で公然と憲法改正を主張した。そこに彼の思想の核心、そしてそれに基づく政策の基本性格が露出している。そこに彼の誤りがある。というのは、国家公務員は、日本国憲法を尊重し、それに従って将来に向かつての行動を決定しなければならないはずだが、それに背くスタンスで考え、また政策を構想するからである。もし憲法の規定なしであるならば、どのように考え、行動するかは、自由である。しかし、憲法に規定されるならば、必然的に、憲法に背く「アジア的価値」に対する態度決定が決まってくる。日本国憲法は、「人類の普遍的原理」に則っている。

状況をみて暫定的に「日本的価値」と妥協を要することはあり得るであろうが、しかし、「日本的価値」が、憲法に並び立つもう一つの原理であり、えない。

### (5) 逆説的結果

官僚は、克服すべきものを逆用した。今日の日本の問題は、その逆用の逆説的な結果である。戦後、新しい日本の建設は、古いエートスを克服することを必要とした。しかし、軍閥の後継者としての官僚閥は、克服すべき古いエートスを逆用して、官僚主導による戦後復興を企てた。その成功が、克服すべき古いエートスを温存し、さらに開き直って、それを肯定しそれを誇るようになった。それがエートスの変化を遅らせた。この肯定が、金大統領のいわゆる官僚主導型にとって好都合のものであった。政官財癒着によって、三者それぞれ益を受けたが、まず生産者中心であり、消費者中心ではなかった。生産活動が活発になることはよいことである。しかし、それは消費者中心に秩序づけられねばならない。生産者中心から消費者中心へのコベルニクスの転回が必要であり、そしてそのことによって経済活動の基本構造を変える必要があった。今日「自己責任」という原則、つまり自己責任を果たし得る責任主体の確立が遅れた。それはエートスの問題である。それはパターンリズムにおける依存体質が残存した。官僚は、自己弁護的な仕方、この世界的潮流に逆らう。そして彼らの失敗によって日本に残存した古いエートスの砂上になお足場を求めてもがいている。これが、日本の遅れの改善をさまたげる。金融面の自己責任は、間接金融から直接金融への転換の前提、社会主義経済から市場経済への転換の前提、新しい経済的活力（ヴェンチャー産業）の前提となる。それは、タックス・ペイヤーの



意識の明確化の前提にもなる。要するに、日本社会の体質の改善である。それは、日本国憲法が古いエートスを切り崩してきたこと、そしてあたかも挿し木から新しい根が出てくるように日本国憲法が新しいエートスを創り出すことである。このトレンドに逆行することは、無理であり、やがてそれは、憲法に背くようになる。

## 八 結論として——日本近代化モデル崩壊のあとのキリスト教

以上の分析を通して、われわれは、日本は世界史的コンテクストに立って、国家の基本方策としては、マハティールではなく、金大中の政策をとるべきだと考える。今日の日本が直面している問題は、いわゆる戦争中についての「歴史観」の問題に止まらず、世界的な歴史観の問題である。その歴史観の曖昧さが、政策決定をあるいは遅らせあるいは誤らせる。第一の敗戦と第二の敗戦は日本を今後どのような方向に向かわしめるか、戦後日本をどう導くか、その政治決定に関わることになる。その際に、この方向へと国家を導く舵の取り方である。日本では、なぜそれが見えないのか、それは、「和魂洋才」をもって考えているからである。思想が、政治の政策決定に関わる。思想なき政治家、それはウオキャブラリの貧困ではない。思想の貧困である。榊原財務官がマハティールを肯定するのは、陸軍参謀が戦争の大義を戦後も信じて反省しないのと同じで、所詮大蔵省の「護送船団」方式による戦後復興の栄光に固執し、その問題性を隠蔽するだけであろう。

## (1) 和魂洋才の破滅

根本問題に目を向けねばならない。日本近代化を指導した理念は「和魂洋才」であった。それは一八六八年の明治維新から一九四五年の敗戦までの文化嚮導理念であった。しかし、その役割は敗戦によって終わらなかった。それ以後半世紀余、今日まで存続した。今日の崩壊を「第二の敗戦」ということは妥当性がある。いわゆる「アジア危機」は、日本近代化モデルの崩壊現象でもあった。日本の危機は、そのモデル事態の破滅を意味する。それは、単なる金融や経済の面での復興によって「その傷を浅く癒し」てはならない。今日の日本の再建は、深いところからの再建でなければならぬ。その必要は、日本における金融ビッグ・バンにおいて決定的になる。ながく郵便貯金や農協預金でやってきた人間がどうして直接金融に参加し、自己責任的に行動できるか。今や護送船団方式が破滅する。今やパターナリズムが衰滅する。しかし、ここで注意してみなければならないことは、日本は、その崩壊をすでに五十年前に経験しているということである。その事実の真剣な自覚がなかったただけである。壊れた基礎の上に立てられた戦後の復興、それ自体が「バブル」であった。それは経済発展の神話とか土地神話とかで解釈されるものではない。根本においては、明治の文明開化以来の「和魂洋才」の説の崩壊なのである。日本近代化それ自体の崩壊なのである。深い崩壊である。ここで日本国憲法のことを改めて考えられねばならない。日本は、すでに五十年前に日本国憲法をもって、この変化に対応するにふさわしい法律的基础ができていたということである。それはインドネシアの憲法が「家族主義」を原理として含んでいるようなものではない。日本国憲法的視点から見れば、この変化は、憲法の定着していく過程として捉えられる。

「第二の敗戦」とは、「一九四〇年体制」の第二次指導部（第一次指導部が軍閥であるならば、それは官僚閥）の没落

である。こうして新しい時代がようやく開けてくるのである。日本国憲法の基本理念は、モダナイゼーションを体現した「プロテスタント・コングリゲーション」によって解釈されるねばならない。「プロテスタント・コングリゲーション」は、日本国憲法の解釈原理となる。この解釈が新しい日本の建設の具体的政策にまで展開されて行かなければならない。それは新しい共同体の形成ということを目指すことになるであらう。

## (2) 宇魂和才の説

ギデンスに戻るが、「モダニティのもたらした根本的に重要な帰結のひとつは……グローバリゼーションである。グローバリゼーションは、西欧の諸制度を世界中に浸透させていっただけでなく、その過程で他の文化を押しつぶしてきた。グローバリゼーション——一体化していくと同時にばらばらに分裂していく、均一でない発達過程——は、新たなかたちの世界的規模の相互依存関係をもたらし、そこにおいては、繰り返しいていえば、もはや「別の人たち」は存在しない。こうした相互依存関係は、地球規模での安心状態が生じる可能性を広範囲に増進させていくと同時に、いままでにないかたちのリスクや危険性を生み出しているのである。モダニティは、このグローバリゼーションという観点から見た場合、はたして西欧に特有なものだろうか。そうではない。新たなかたちの地球規模での相互依存性や地球の一員だるといふ意識が出現している以上、モダニティは西欧に特有のものではありえない」(216)。モダナイゼーションはエートスの変化、生の改革を必要とする。人権の普遍化に出るような倫理的普遍性は、現代の当為<sup>ゾレン</sup>を規定する。今日日本で起こっていることは、モダナイゼーションのひとつの歪んだ回り道を経て、本格的にモダナイゼーションへ、グロー

パリゼーションへと戻る社会変動なのである。それは、深い倫理的な要求となる。和魂洋才から宇魂和才へと深い転換が課題となる。ここで日本史は、世界史とのシンクロナイゼーションをもつ。そしてそのことによって、日本は新しい時代を迎えることになるであろう。

### (3) 日本国憲法が新しくエートスを創り出す

太平記三十三に「道理を破る法はあれど、法を破る道理なし」という表現がある。道理をエートスと置き換えれば、こういうこともできる。憲法という法は、日本的エートスを破るであろう。しかし、憲法を日本的価値が破ることはできない。「日本的価値」よりも、憲法の「人類普遍の原理」という法の方が強いのである。日本も過去50年、「新人類」ということが言われたような、考え方、生活様式、価値観などで、大きな変化をあらわしてきた。例えば結婚観、特に女性の側の変化は、明白な事実であり、それは決定的である。戦後の自由化の現象は、外面的にはアメリカ化の現象と言えようが、内面的にはむしろ日本国憲法の変革的効果があらわれていると見ることができると言える。

### (4) 教会が日本国憲法の解釈者・プロテスタントイイズムの責任

以上のような分析をもって、われわれは、この時代に日本におけるプロテスタントイイズムの役割と使命とは極めて大きいことを思う。日本国憲法の真正の解釈者は、プロテスタント教会である。新たなエートスの形成者として、いよいよ日本プロテスタントイイズムの出番となる。その備えを急がねばならない。

(あとがき) これは、一九九八年九月二十五日の自治体リーダー養成講座での講演が基礎になっている。同年十一月八日、それをさらに敷衍して、横浜ルーテル教会での講演に用いた。十一月十七日からAPECの会議が開かれた。これはその前の時点での講演であることに意味があると思う。